

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月13日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530026

研究課題名（和文） ドイツにおける憲法理論と教育哲学の方法論的連関

研究課題名（英文） Methodological relation between the constitutional theory and the philosophy of education in Germany

研究代表者

三宅 雄彦 (MIYAKE YUHIKO)

埼玉大学・経済学部・教授

研究者番号：60298099

研究成果の概要（和文）：

ルドルフ・スメントなど、ワイマール時代のドイツ憲法理論は、テオドール・リットなど、同時期のドイツ教育哲学とその論理的な構造を等しくしている。前者の憲法理論は、国家社会学などの実在主義と純粋法学などの規範主義を止揚する試みであり、後者の教育哲学もヘルバルトなどの理念主義と青年運動などの実在主義を揚棄する企てであり、ともにそのような意味での精神科学的方法を採用していたといえる。

研究成果の概要（英文）：

The German constitutional theory of Weimar era has the similar structure as the German philosophy of education in the same period. The former, the constitutional theory tried to sublimate the realism such as the sociology of state and the idealism such as the pure theory of law, and the latter, the philosophy of education tried to synthesize the realistic thought of the Youth Movement and the idealistic thought of Johann Friedrich Herbart.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：精神科学、ルドルフ・スメント、ドイツ憲法理論

## 1. 研究開始当初の背景

スメントがリットを援用して、憲法理論を構築したことは、以前よりよく知られているが、それは、個人から共同体が構成されるというリットの社会学が、個人から国家が統合されるというスメントの国家学となったことを意味すると、一般に理解されてきた。

しかし、この理解には幾つかの疑問がある。

（1）リットは、社会学でなく教育学の分野活躍した学者であり、スメントが引用した彼の『個人と共同体』も、そもそも教育学の基礎づけの書物であること。

（2）スメントは、国家へ個人を統合する思考で、親ナチスの立場をとるようみえても、実は、ナチス抵抗運動で著名な告白教会の構成員であったこと。

(3) リットもスメントもともに、精神科学的方法を採用する論者と理解されつつも、この方法の内実自体が明確ではないこと。

この3つからすると、個人と共同体という観点のみで、リットとスメントを結びつけることには無理があるのであり、本研究の関心もこうした問題意識から出発している。

## 2. 研究の目的

ドイツ・ワイマール時代における憲法理論又は公法理論の方法について、同時代の教育学との関連に注目しながら、哲学的・精神的観点からこれを検討する。主たる素材としては、憲法理論については、スメント『憲法と憲法論』を、教育学については、リット『個人と共同体』を、選択することとする。

20世紀・ワイマール期ドイツでは君主政から民主政への転換の中で、思想面又は哲学面においても実証主義から精神科学への転換が実行されたのであるが、この動向は憲法理論又は公法理論全般においても観察される事象である。とりわけ、20世紀ドイツの代表的公法学者の一人であるルドルフ・スメントは、その主著『憲法と憲法論』(1928年)において、従来の法実証主義に代わり精神科学的方法という新たな公法論方法論を打出しており、また、同じく20世紀前半ドイツ国家学を代表する一人であるヘルマン・ヘラーも、没後公刊された主著『国家学』(1934年)において、当時の社会学の動向を踏まえた「現実科学としての国家学」という新しい方法論を打出すに至った。その際注目に値することとして、スメントもヘラーもともに、ドイツ教育学の大家であるテオドル・リットの方法論を採用しているという事実がある

スメントもヘラーもリット『個人と共同体 [第3版]』を引用するのであるが、従来はこの作品については、当時の社会学の主流である相互作用論を展開したものであるという理解を前提として、「個人からいかに共同体が形成されるか」というリットの問題意識が、新しい国法学と国家学の方法論として応用されたものという解釈が定着していた。しかしこれには、二つの重大な点で疑問がある。第一に、当時のヴィーゼらの相互作用論は実証主義の立場から展開されており、だとすればフッサールの現象学やディルタイの精神科学哲学を援用するリットは反実証主義哲学をもって実証主義社会学を基礎づけたという、矛盾した結論を導出することになってしまう。第二に、リットがその独自の方法をもって社会学を構築したとしても、その社会学が彼の本来の研究領域である教育学又は教育哲学といかなる関連をもっているかについては、不明確なままになってしまう。むしろ、従来のリットの解釈を放棄して、ある

いは、わが国の教育学者がリットを見るがごとく、彼の『個人と共同体 [第3版]』を、現象学や精神科学哲学による教育学の基礎づけの著書としてみるべきであり、そして、そうした教育哲学の作品を元にしていかに当時のドイツ公法学や国家学が基礎づけられたかを、再検討する必要がある。

## 3. 研究の方法

ルドルフ・スメントの理論を、ゲッティンゲン大学図書館が所蔵するスメント文庫の彼の遺稿を調査することにより、検討を加える。詳細は調査中であるが、すでに同図書館のホームページにおいて遺稿目録が公開されており (<http://www.sub.uni-goettingen.de/hans/nachlaesse/Smend.pdf>)、これを見ると、未公刊の講演録、講義録、演習記録、講義ノートなどから、リット、倫理学、国法学史などさまざまな問題に関する資料が、埋もれたままであることが分かる。当時スメントが担当していた「政治倫理学」の講義ノートや講義録は、この中に含まれていないようであるが、国法学全般、国家学全般の議論の中から、そうした政治倫理学の思考をトレースすることができるのではないかと考える。このスメント文庫に所蔵されている講演録、講義録、書簡などのコンテクストから、スメント理論の核心に接近するという方法と採りたい。

加えて、スメント理論そのものだけでなく、スメントの周辺の人物の理論という意味でのコンテクストからも、検討を加えたい。例えば、近年、スメント理論と密接な関係を持つとして注目されている、学部は異なるがスメントと同時期にゲッティンゲン大学に所属していたエマニュエル・ヒルシュの政治神学との関係の検討を試みる。また、戦後の(西)ドイツ国法学をリードしたにも関わらず、スメントとの関連性が、日本のみならずドイツにおいても殆ど埋もれたままであるように思われる、スメントの弟子の学説についても検討を加える。例えば、国家の観点を強く打ち出すことによりスメントよりも寧ろシュミットに近いと考えられている、スメントの弟子のヘルベルト・クリュガーの見解は、その職務理論の観点や、経済憲法批判の観点からスメントとの関連性を問わなければならない。また、法秩序の徹底的憲法化を説いたといわれる、かつてのドイツ連邦行政裁判所長官のフリッツ・ヴェルナーは、スメントの後任教授であるところのアルノルト・ケットゲンとの関連からすれば、むしろその精神科学的方法の側面を強調しなければならない。本研究は、スメント自身の学説のみならず、彼の周辺の埋もれた学説からも、統合理論の核心へと接近することを試みる。

もう一方の教育哲学のテオドル・リットについても、このようなコンテキストからその学説に迫るというアプローチを選択してみたい。具体的には、リット『個人と共同体 [第3版]』を中心とした分析を行うが、ライプツィヒ大学リット研究所が発行する機関誌『リット研究』を初めとした、近時のリット遺稿や講義案を踏まえた近時のリット研究の成果を参照することを予定している。

#### 4. 研究成果

(1) 平成22年度においては、ドイツ憲法理論の古典的存在としてのルドルフ・スメントの学説をその方法論の観点から再検討する作業、とりわけ、このスメントの見解を、教育哲学、ならびに、関連してプロテスタント神学及びドイツ国家教会法学との比較の観点から検討する作業を、それぞれ行った。まず、第一に、スメント学説と、同時代の神学者エマヌエル・ヒルシュの学説とを比較する作業を行った。これにより、スメントとヒルシュを国家又は神へと個人を強引に拘束する見解と見るのではなく、例えば、前者がナチスに反対する告白教会であり、後者がナチスを支持するドイツキリスト者であることからしても、両者は共通ではなく、むしろ、スメントにおける憲法倫理学の側面を強調すべきことが、解明された。この成果については、三宅雄彦『憲法学の倫理的転回』第1章「憲法倫理学の可能性」ですでに公表した。また、第二に、スメント学説を、ドイツ国家教会法の特に戦後における発展の中で検討する作業を行った。具体的には、戦後において教会を国家と並ぶ公共性実現の主体と把握する公共性委託の概念を中心に検討を加え、また、戦後の教会法学者マーレンホルツの学説とスメントの学説とを比較する作業を行った。これにより、教会法学においても、スメント独自の実質的憲法概念や憲法倫理学の思考が込められていることが、解明された。この成果については、三宅雄彦「ドイツ教会法における公共性委託の概念」ですでに公表した。

また、スメント学説などドイツ憲法理論に関する資料について、ドイツ連邦共和国・ベルリン自由大学及びゲッティンゲン大学等で資料の収集及び調査を行った。

(2) 平成23年度においては、ドイツ憲法理論の古典的存在としてのルドルフ・スメントの学説をその方法論の観点から再検討する作業、とりわけ、このスメントの見解を、第一には、その彼の理論が展開された当時の文脈のなかで、第二には、彼の理論を継承した門下の理論との関連のなかで検討する作業を

、それぞれ行った。

第一に、スメント学説とケルゼン学説との比較する作業を行った。もっともこれは、従来行われてきたような、ケルゼンの立場からスメント理論の政治性を糾弾するのではなく、より客観的に、とりわけ、ゲッティンゲン大学が所蔵する、様々の遺稿や書簡など、スメントにまつわる様々な資料を踏まえて、むしろ反対にスメントの立場からケルゼン理論がどのように見られていたかに着目する形で、検討された。この成果については、三宅雄彦「スメントの規範力論」ですでに公表した。また、派生的に、このケルゼン法理論を発展的に継承しつつ、憲法解釈論を展開している、現代の国法学者イエシュテトの見解に着目しながら、ケルゼン学説の現代の理論状況におけるインパクトを測定した。同じくこれは、三宅雄彦「純粋法学と行政改革」ですでに公表した。

第二に、スメント学説を、その後の学説史的展開のなかで検討する作業を行った。具体的には、ゲッティンゲン大学におけるスメントの後継者ケットゲンの薫陶を受けた行政法学者、フリッツ・ヴェルナーが唱えた、著名な「具体化された憲法としての行政法」というテーゼが、本来どのような意味を持っていたか、について検討を加えた。この成果については、前者に関しては、三宅雄彦「憲法具体化と行政法」ですでに公表した。

(3) 平成24年度においては、引き続き、ドイツ憲法理論の古典的存在としてのルドルフ・スメントの学説をその方法論の観点から再検討する作業、とりわけ、このスメントの見解を、教育哲学、ならびに、関連してプロテスタント神学及びドイツ国家教会法学との比較の観点から検討する作業を、それぞれ行った。

まず、第一に、現代における保障国家論におけるスメント学説の可能性を問うべく、彼の流れを引くヘルベルト・クリュガーの経済憲法論について検討した。これにより、保障国家論、とくに郵政改革や鉄道改革の思想が実現されることにより、ドイツの経済体制が、経済政策的中立性から社会的市場経済体制へと変遷し、ひいては国家統合という全体憲法又は政治憲法本来の趣旨が磨耗する可能性があることが、解明された。この成果については、三宅雄彦『保障国家論と憲法学』第3章「保障国家と経済憲法」ですでに公表した。

また、第二に、スメント憲法理論の規範力論としての可能性を、とりわけ彼の主著『憲法と憲法法』の成立事情と関連づけながら、なかでもゲッティンゲン大学が所蔵するス

メント文庫を利用しながら検討した。これにより、本来スメント主著の関心は、新しい精神科学的方法の確立にあったが、その後ケルゼンによる不当なイデオロギー的な批判に会い、さらには同時代のシュミット『憲法学』との対決の必要性から、新たなドイツ固有の憲法理論の確立という問題に出会うようになったことが、解明された。この成果については、この成果については、三宅雄彦「スメントの規範力論：『憲法と憲法』の周辺（1927～34年）」で近く公表予定である。

また、スメント学説などドイツ憲法理論について、及び、リット学説などドイツ教育哲学について、ドイツ連邦共和国・ミュンヘン大学及びゲッティンゲン大学等で、資料の収集及び調査を行った。

(4) リットの教育哲学研究については、各種文献や資料の収集を行ったが、その研究成果については、近く公表の予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

(1) 三宅雄彦、スメントの憲法理論：『憲法と憲法』の周辺（1927～34年）、古野豊秋・三宅雄彦編『憲法の規範力1（仮題）』、2013 掲載確定

(2) 三宅雄彦、スメントの憲法理論、(埼玉大学) 社会科学論集、査読あり、139 号、2013 掲載確定

(3) 三宅雄彦、純粋法学と行政改革、(埼玉大学) 社会科学論集、査読あり、136 号、2012、69-99

(4) 三宅雄彦、自治基本条例の憲法性、(埼玉大学) 政策と調査、査読あり、2 号、2012、57-68

(5) 三宅雄彦、ドイツ教会法における公共性委託の概念、(埼玉大学) 社会科学論集、査読あり、133 号、2011、55-74

(6) 三宅雄彦、憲法具体化と行政法、(埼玉大学) 社会科学論集、査読あり、134 号、2011、1-23

(7) 三宅雄彦、論証作法としての三段階審査、法学セミナー、査読なし、674 号、2011、8-10

[学会発表] (計1件)

(1) 三宅雄彦、F・ヴェルナー「具体化さ

れた憲法としての行政法」論文について、2012年3月3日、ドイツ憲法判例研究会、於・早稲田大学

[図書] (計2件)

(1) 三宅雄彦、尚学社、保障国家論と憲法学、2013、320

(2) 三宅雄彦、信山社、憲法学の倫理的転回、2011、300

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

三宅 雄彦 (MIYAKE YUHIKO)

埼玉大学・経済学部・教授

研究者番号：60298099

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし